

# 第1章 計画の改定にあたって

## 1 計画改定の背景

### (1) 計画改定の経緯

目黒区は平成17年に「めぐろ芸術文化振興プラン」（以下「芸術文化振興プラン」といいます。）を策定し、芸術文化の振興とそれを通し、長期計画の基本目標の一つとして掲げている「豊かな人間性をはぐくむ 文化の香り高いまち」の実現につながる施策を長期的、総合的、体系的に推進してきました。

芸術文化振興プラン策定後10年を迎え、様々に変化していく社会状況に対応し、区の芸術文化振興に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、芸術文化振興プランを改定します。

改定に先立ち、区では、平成26年9月に区民の皆様の芸術文化に対するご意見やご希望などを把握するため、芸術文化に関する意識調査を実施しました。

また、芸術文化の専門家や区民の方等で組織する目黒区芸術文化振興計画改定懇話会を設け、目黒区の芸術文化の基本的方向や課題について検討していただき、定住志向の高い目黒区において、芸術文化を通して人や地域を結び、地域の中で育まれる、より豊かなコミュニティが重要であり、新たな計画に改定するにあたっては、社会状況の変化を的確に捉え、新たな環境変化に対応していくことが大切とのご意見をいただきました。

芸術文化振興プランは、これら意識調査結果や懇話会意見を踏まえ改定するものです。

### (2) 芸術文化を取り巻く状況

少子高齢化社会において、幅広い世代の区民が生涯にわたって芸術文化を享受し、芸術文化活動に参加することを通じて生き生きと生活することは、地域や社会の活性化を図る上で重要なこととなっています。特に、高齢化していく団塊世代について、健康増進や生きがいづくりとともに、より積極的な活躍の場の提供が必要となっています。

一方、人間関係の希薄化に伴い地域コミュニティがもろくなりやすい社会の中で、区民一人一人が日々の生活を通し、人と人をつなげる芸術文化活動を様々な世代と共に楽しみ継承していくことはとても大切です。情報技術の発達が進む中で、芸術文化を通して多様な人々のつながりやネットワークが生まれることが期待されます。

今日の社会は、芸術文化においても様々な側面でグローバル化が進展し、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化を認め合い対等な関係を築きながら、同じ地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりを推し進める必要性が増しています。多様な媒体で世界中とつながる情報化社会にあっては、映像や写真の分野など芸術文化活動の広がりや、創造的な多文化との相互交流が期待されています。

また、東日本大震災を契機として、復興の過程で芸術文化活動のもつ力が再認識されました。芸術文化に触れることにより災害によるストレスが軽減されたり、感動的な体験を通して勇気や希望が湧くなど、芸術文化には、人々に安らぎや生きがいを与え、地域を活性化する力があります。

### (3) 国・都の動向

国は平成24年6月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」を公布し、平成25年5月には、「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」を定めました。この指針の中で、地方公共団体の取組として、地域の特性に応じた施策の策定や施設の積極的な活用、実演芸術団体等その他の関係者及び国との相互連携・協力や、学校教育における実演芸術の鑑賞、参加の機会の提供をはじめとする8つの事項を定めています。

また、文化庁は平成26年3月に「文化芸術立国中期プラン」を策定し、平成32年までの間を文化芸術振興のための「計画的強化期間」と位置付け、施設・組織、制度を整備するとしています。

東京都は、平成27年3月に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催やその先を見据えた今後の芸術文化振興における基本指針として、「東京文化ビジョン」を策定しました。

この「東京文化ビジョン」の中で、東京都における文化プログラムの先導的な役割を述べるとともに、芸術文化都市東京の発信力の強化、社会や都市の課題に芸術文化の力を活用するなど8つの文化戦略を掲げています。

## 2 芸術文化振興プランの位置付けと期間

### (1) 位置付け

芸術文化振興プランの取組期間中、平成21年10月には目黒区の長期計画である目黒区基本計画が改定されましたが、基本目標の一つである「豊かな人間性をはぐくむ 文化の香り高いまち」は、目黒区基本構想が掲げる「ともにつくる みどり豊かな 人間のまち」の実現のため、欠かせないものとして継承されました。

特に「芸術文化の振興」は、区民一人一人の人間性を豊かにするだけでなく、心のふれあいを通じて連帯感や地域への帰属感を培い、コミュニティの形成に大きな効果をもたらすものとして、基本目標達成のための大切な要素として引き続き掲げられています。

「芸術文化振興プラン」は、目黒区基本計画の補助計画として位置付けられています。

芸術文化振興プラン改定にあたっては、目黒区芸術文化振興条例の基本理念を踏まえて、区において関連する計画との整合性を図りました。

#### <参考>

##### 目黒区基本計画（四つの基本目標）

- ・豊かな人間性をはぐくむ 文化の香り高いまち
- ・ふれあいと活力のあるまち
- ・ともに支え合い 健やかに安心して暮らせるまち
- ・環境に配慮した 安全で快適なまち

##### 目黒区芸術文化振興条例（抜粋）

###### （基本理念）

第2条 芸術文化の振興は、広く区民が芸術文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備を図ることにより、区民の主体的な活動を一層促進し、区民一人一人の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に資することを基本として行うものとする。

2 芸術文化の振興に当たっては、芸術文化活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重するものとする。

## (2) 計画期間

「芸術文化振興プラン」の計画期間は、10年間とします。  
また、概ね5年後を目途に見直しの必要性を検討します。



## (3) 芸術文化の範囲

人々が文化と芸術に抱くイメージには違いがあり、時代や状況によっても変わっていくことから、「芸術文化」について明確に定義することは困難といえます。

ただし、区における「芸術文化」を考えるにあたっては、目黒区芸術文化振興条例が目黒区文化ホールの設置を契機に制定されたことに留意する必要があるとあり、目黒区文化ホール、目黒区美術館において行われる活動（鑑賞、創造）の分野は、区における「芸術文化」の中核になるものと考えます。

しかし、この芸術文化振興プランの中で述べる「芸術文化」は、文化芸術振興基本法における「文化芸術」や東京文化ビジョンに掲げられる「芸術文化」と意味合いを同じくし、それ以外の社会教育などの分野についても「芸術文化」に含まれる活動があり、芸術文化振興プランの対象とします。

### <参考>

「文化芸術振興基本法」（平成13年12月）では、「文化芸術」という言葉が用いられ、芸術等について次のように例示されています。

- |          |                                      |
|----------|--------------------------------------|
| ・ 芸術     | 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）   |
| ・ メディア芸術 | 映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術 |
| ・ 伝統芸能   | 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他のわが国古来の伝統的な芸能         |
| ・ 芸能     | 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）     |
| ・ 生活文化   | 茶道、華道、書道その他の生活にかかる文化                 |
| ・ 国民娯楽   | 囲碁、将棋その他の国民的娯楽                       |
| ・ 民俗芸能   | 地域の人々によって行われている民俗的な芸能                |